

# 第5

## 情報監視審査会

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査するために設置された常設の機関である。

令和4年6月7日、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した「令和3年年次報告書」を小野寺会長から細田議長に提出した。また、同月9日の本会議において、同会長から報告書提出の経緯及び概要についての報告を行った。

また、令和5年1月20日、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに、協議決定した。同日、細田議長を経由して、浜田防衛大臣に対し、同勧告及び報告要請を行った。



令和3年年次報告書の提出

### 【第208回国会】

#### 1 委員名簿（8人）

会 長	小野寺	五典君	自民			
	田村	憲久君	自民	松本	剛明君	自民
	伊東	良孝君	自民	長妻	昭君	立民
	おおつき	紅葉君	立民	和田	有一朗君	維新
	大口	善徳君	公明			

2 調査

関係行政機関から説明を聴取し、質疑を行った。

また、令和4年6月7日、国会法第102条の14等の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を受領した。

3 審査

議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請はなかった。

4 報告書の提出

令和4年6月7日、調査及び審査の経過及び結果を記載した「令和3年年次報告書」について協議決定し、会長から議長に提出した。

《主な活動経過》

年月日	主な活動経過
令和 4. 3. 3	1 特定秘密の保護に関する制度の運用、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、内閣官房及び独立公文書管理監から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、独立公文書管理監に質疑を行った。
3. 10	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、関係行政機関から説明を聴取した後、質疑を行った。 関係行政機関 内閣官房、国家安全保障会議
3. 17	1 特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、独立公文書管理監から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、関係行政機関から説明を聴取した後、質疑を行った。 関係行政機関 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁
3. 24	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、関係行政機関から説明を聴取した後、質疑を行った。 関係行政機関 内閣官房、外務省
3. 31	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、関係行政機関から説明を聴取した後、質疑を行った。 関係行政機関 内閣官房、防衛省、防衛装備庁
6. 7	1 「令和3年年次報告書」について、協議決定した。 2 会長から「令和3年年次報告書」を議長に提出した。 3 内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を受領した。
6. 9	会長は、本会議において、「令和3年年次報告書」についての報告を行った。

## 【第209回国会】

---

### 1 委員名簿（8人）

会 長	小野寺	五典君	自民			
	田村	憲久君	自民	松本	剛明君	自民
	伊東	良孝君	自民	長妻	昭君	立民
	おおつき	紅葉君	立民	和田	有一朗君	維新
	大口	善徳君	公明			

### 2 調査

調査は行われなかった。

### 3 審査

議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請はなかった。

## 【第210回国会】

## 1 委員名簿（8人）

会 長	小野寺	五典君	自民				
	田村	憲久君	自民		伊藤	達也君	自民（注2）
	伊東	良孝君	自民		大西	健介君	立憲（注1）
	鈴木	庸介君	立憲（注1）		和田	有一朗君	維新
	大口	善徳君	公明				

（注1）10月3日、本会議において、委員長妻昭君及びおおつき紅葉君の辞任が許可され、大西健介君及び鈴木庸介君が委員に選任された。同日、新たに選任された2名の委員は、衆議院情報監視審査会規程第4条第1項に基づき、特定秘密等を他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行った。

（注2）11月29日、本会議において、委員松本剛明君の辞任が許可され、伊藤達也君が委員に選任された。12月6日、同委員は、衆議院情報監視審査会規程第4条第1項に基づき、特定秘密等を他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行った。

## 2 調査

10月27日、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、高市国務大臣から説明を聴取した。

また、関係行政機関から説明を聴取し、質疑を行った。

## 3 勧告及び報告要請

令和5年1月20日（閉会中）、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに、協議決定した。

同日、細田議長を経由して、浜田防衛大臣に対し、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告及び報告要請を行った。

その内容は次のとおりである。

**防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告（令和5.1.20）**

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

衆議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の諸点について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果講じられた措置について報告を求める。

## 記

- 1 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
- 2 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
- 3 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないように防衛省として周知及び教育を徹底すること。
- 4 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。
- 5 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- 6 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上

## 4 審査

議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請はなかった。

## 《主な活動経過》

年月日	主な活動経過
令和 4. 10. 27	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、高市国务大臣から説明を聴取した。
11. 15	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定秘密の保護に関する制度の運用、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、内閣官房及び独立公文書管理監から説明を聴取した後、質疑を行った。</li> <li>2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、独立公文書管理監に質疑を行った。</li> </ol>
(閉会中) 5. 1. 20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、関係行政機関から説明を聴取した後、質疑を行った。 関係行政機関 防衛省</li> <li>2 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに、協議決定した。</li> <li>3 細田議長を經由して、浜田防衛大臣に対し、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告及び報告要請を行った。</li> </ol>